

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：平成27年11月11日（平成27年（行情）諮問第659号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第428号）

事件名：特定会社から提出された釈明文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

資源エネルギー庁が有する本件開示請求者からの特定年月日上申書（以下「上申書A」という。）に基づく特定会社から特定日に提出された釈明文書及び添付書類（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年4月4日付け20140306公開資第2号により資源エネルギー庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

原処分は、次の理由により法5条2号イに該当しないものと認められる。

ア 本件対象文書は、行政機関の聞き取り調査に対する釈明であり、特定会社が自社の違法又は不当な行為を否定するための文書であって、何ら「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」ではない。

イ 行政機関の聞き取り調査の有無をもって、特定会社に対するいわゆる風評被害が発生するならば、行政機関は何ら調査、監督できないこととなり、「聞き取り調査の有無」だけをもって情報公開を否定する理由とはならない。

また、「いわゆる風評被害」とは、正確な情報を秘匿若しくは隠蔽することにより、不正確な情報によって経済的損失が生じることである。非公開とすることこそ「いわゆる風評被害」の温床となり得るものである。第三者による悪用の可能性も考えられるが、仮にある人物若しくは法人が情報を歪めて特定会社に損失を与えたとしても、名誉毀損など悪

用による損害賠償の問題であって、「いわゆる風評被害」とは異なるものである。行政の正当な手続きの結果が、直接「競争上の地位その他正当な利益を害する」事など無い。まして異議申立人は、当事者（利害関係人）であり、司法の場でも謄写を認められる権利者である。いわゆる風評被害の懸念は過度な杞憂であって、本件に限り何ら考慮すべき問題ではない。

ウ 原処分理由で、「当該法人の違法又は不当な行為があったとの誤解を生じ」と特定会社に違法又は不当な行為がなかったと断定しているが、特定会社は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）施行規則16条15号2に違反し、異議申立人所有のガス供給設備を無断撤去している。「誤解を生じ」と当該法人に違法又は不当な行為が無かったとの判断は誤りであり、不開示決定には理由がない。

なお、資源エネルギー庁職員は、特定年月日上申書（以下「上申書B」という。）提出時の打合せの際、特定会社の違法及び不当行為を認めている。

エ また、特定年月に、「液化石油ガス販売事業社が、一の団地内において供給地点の数が70戸以上ある場合に任意に70戸以下に分割しガス供給を行うことは適法とは解しがたい」と特定会社の行為の違法性を司法判断されているので、少なくとも、「誤解を生じ」と特定会社に違法又は不当な行為がなかったとの前提事実には誤りがある。不開示決定には理由がない。

資源エネルギー庁職員は上申書B提出時の打合せの際、少なくとも、特定会社の脱法行為を認めている。

オ 特定会社及び不動産所有者は、全く異なる対価への金銭の支払いを、当該設備に対するものであると虚偽主張している。

資源エネルギー庁は上申書A及び上申書Bの2度にわたって上申を受けたにもかかわらず、未だ十分な調査をしておらず、「誤解を生じ」と判断するだけの材料がない。このような食い違いを正し、異議申立人の財産を保護するためにも、本件対象文書を公にすることが必要であって、不開示決定は誤りである。

カ 本件対象文書の存否について、異議申立人は、資源エネルギー庁職員より「存在する」との回答を複数回得ている。文書内容についても、特定年月日に経済産業省会議室で口頭説明を受けている。また、上申書B提出の際にも、本件対象文書の存在を認める回答を得ており、資源エネルギー庁は既にその存在を明らかにしているのだから、その存否を秘匿する必要がない。

キ 本件対象文書は、特定会社が行政処分を回避するために虚偽の釈明を

行う可能性があったため、「言った言わないの水掛け論を防ぐ趣旨」で資源エネルギー庁職員から特定会社に対し、敢えて文書で回答を求め、作成・提出されたものである。その情報を秘匿するのであれば、そもそもの本件対象文書が作成された経緯・趣旨に反する。本件対象文書は、捜査資料や国家機密文書ではないので、情報公開すべき対象であると思料する。

ク 原処分後、資源エネルギー庁職員は、特定会社のガス供給設備の売買等に関する調査を行い、適切に対応することを約束したが、最終的には司法判断が必要なことから、異議申立人には十分な情報が与えられなければならない。正確な情報が無いままでは、異議申立人の財産権を保護することもままならず、正当な権利を回復できない。当該文書は、公開が必要であると思料するものである。

(2) 意見書

本件開示請求は、違法行為を行った液化石油ガス販売事業者を告発した調査結果を書面で求めているに過ぎず、(口頭では調査結果の開示を受けている。)何ら事業情報を求めているので開示を拒絶する理由がない。不正を行っている特定会社を保護する誤った解釈の上で行政運営がなされているため、やむを得ず諮問事件に至っているにすぎないのである。事実、原処分に対する異議申立ての期限が60日であるにもかかわらず、諮問庁は、異議申立てを受理してから1年7ヶ月も放置し、平成27年11月にやっと情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。如何に諮問庁の対応が歪んだものであるか明らかである。その間に前向きな調査は一切なく、理由説明書及び決裁記録が紛失したとの説明まで受けたことがある。

ア 法5条2号に関する解釈について

諮問庁も認めているとおり、聞き取り調査は、必ずしも法令違反の疑いがある場合にのみ行われるわけではないものであり、いわゆる風評被害が生じるとの解釈は明らかに拡大解釈である。平時に行う業務を存在自体非公開としたのでは、秘密社会との誹りを受けよう。公開の原則に明らかに反する。

実際に実務では、本件のように被害者が被害を訴えた上申をしている場合、事実確認や聞き取り調査の有無を上申者に開示せざるを得ない。なぜなら、調査等を行った事実を上申者に説明しなければ、その行政官又は行政庁が職務怠慢などで訴えられる危険性があるからである。しかるに、異議申立人に対し、既に公知となっている本件対象文書が開示情報となるはずはなく、仮に異議申立人が聞き取り調査の事実を吹聴することで、いわゆる風評被害が生じたとしても、名誉毀損問題であって情報公開とは直接関係がない。法令を遵守する異議申立人がそのようなことを行う可能性も極めて低い。実際、本件でも異議申立人に対し、特定

会社への立入調査，聞取調査，本件対象文書の存否及びその概要が既に伝えられているが，いわゆる風評被害は生じておらず，蓋然性が高いともいえない。また，秘匿を約束して伝えられた情報でもない。諮問庁の聞き取り調査の有無や本件対象文書の存否を回答することによって，いわゆる風評被害を招くとの解釈は，拡大解釈の誤ったものである。

既に情報公開されているならば，なぜ本件開示請求を行う必要があるのかということ，異議申立人の正当な権利の回復と司法の証拠による事実認定には，他者の解釈が介在しない「正確な情報」を求める必要があるためである。資源エネルギー庁より既に情報開示があったからこそ，当該法人の虚偽が明らかになった。当該法人には，資源エネルギー庁への虚偽報告の疑いがあり，正確な情報の開示は必要不可欠である。

本件対象文書は，行政庁の聞き取り調査に対する回答であるから営業・販売に関する情報ではなく，特定会社や不動産所有者から既に聞き取っている情報であるから通常入手できない情報でもない。特に本件対象文書のうちの請求書についても検討したが，請求金額等の取引内容自体，既に裁判記録（提出証拠）によって一般閲覧出来る状態であり，一般入手できない情報とはいえない。

また，本件対象文書は，特定会社の正当性を主張した文書であるから運営戦略や経営方針など機密性の高い情報でもないのので，不開示情報のいずれにも該当しない。

結局，特定会社が悪質若しくは不公正な取引を隠蔽するために，通常秘匿する必要のない情報まで秘匿したため，その事実確認をする目的で開示請求をした本件対象文書は，そもそも秘匿する必要がない情報であり，機密性の高い情報が含まれる要素はない。

イ 法8条に関する解釈について

処分庁が引用するいわゆる風評被害とは，本件対象文書ではなく，立入調査の「行為」をいわゆる風評被害と結びつけた「効果」を指摘するもので，何ら本件対象文書の情報自体が分かる場合のものではない。立ち入り調査した行為や情報を開示した後の影響と法8条を関連づけることは不可能である。

ウ 異議申立人の財産が盗取され，正当な権利が阻害されていることについて

仮に，証拠による事実認定を経なければ特定会社の行政責任を問えないのであれば，司法請求を可能にするため，当事者を特定する情報と証拠が必要であるところ，情報が隠蔽されている事件では，唯一明確に主張・立証が残されている行政への報告内容を確保するしか方法がない。形式にこだわって被害者及び告発人の情報収集を妨げれば，虚偽・隠蔽が横行し，違法・悪質な運営を助長することになる。何ら機密でもない

情報を不開示とし、異議申立人の財産と権利の回復及び違反事実の立証を妨げるべきではない。

エ 本件対象文書の情報が事業情報に該当しないことについて

国税庁のホームページによると「事業とは、同種の行為を反復、継続、独立して行うこと」と定義しており、本件対象文書の情報は、法5条2号の「当該事業に関する情報」とはいえない。

L Pガス取引において、不動産所有者から他のL Pガス事業者所有のガス供給設備を買い受けることは、反復、継続して行われることではない。一般的にガス事業者が変わるときには、ガス供給設備は、旧設備を撤去後に新設するか、新事業者が旧事業者から買い受けるからである。旧事業者が所有するガス供給設備を同事業者ではなく、十分な知識を有さない不動産所有者から新事業者が買い受ける事例など本件以外になく、極めて特異な事例であり、反復・継続した事業とはいえない。また、特定会社はガス供給設備一式に含まれて売買した付帯した取引と主張していることから、「独立して行った」取引でもない。

すなわち、仮に特定会社の主張通り、当該設備の売買が認められる場合でも、法人に関する情報とはならないため、法5条2号の不開示情報の条件を満たしていない。

オ 本件対象文書は、不公正な競争についての情報であることについて

本件対象文書は、特定会社が独占禁止法に違反し、不公正な競争を行っていた事案の特定会社の主張の一部であり、公正な競争と限定している法5条2号イの審査基準に適合しない。

カ 結論

以上のとおり、本件対象文書は、不開示情報の審査基準に適合しない。原処分は、法に定めのない理由に基づき判断しており、正当性も妥当性も欠いた誤ったものである。

したがって、異議申立人の主張を認め、速やかに、本件対象文書を開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書について、その存否を明らかにせず、不開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書

本件対象文書は、資源エネルギー庁が有する本件開示請求者からの上申書Aに基づく特定会社から特定日に提出された釈明文書及び添付書類である。

3 原処分及びその理由

本件対象文書は、その存否を答えることにより、特定の法人に対する行政機関の聞き取り調査の有無が把握されることになる。特定の法人に対して聞

き取り調査が行われたという事実は、これを公にすることにより、特定会社において違法又は不当な行為があったという誤解が生じ、いわゆる風評被害により、取引先からの受注が減るおそれがある等、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する不開示情報を開示することとなるため、法8条に基づき不開示とした。

4 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、本件対象文書が、異議申立人の有する財産（ガス供給設備）が盗取された事実に関する特定会社の釈明若しくは反論であり、公にすることにより特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではないため、法5条2号イに該当しない旨主張しているため、本件対象文書が法5条2号イに該当するか否かについて、以下検討する。

本件対象文書は、特定の会社に対して、資源エネルギー庁による聞き取り調査が行われたとの事実を前提とするものであるから、本件対象文書の存否を答えることは、当該事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなる。聞き取り調査は、必ずしも法令違反の疑いがある場合にのみ行われるわけではないが、このような情報が公にされることとなれば、聞き取り調査を受けた特定会社の信用を低下させ、いわゆる風評被害により取引先からの受注が減るおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号ただし書にも該当しないことから、法5条2号イに該当するとして、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示とした原処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年11月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月21日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年9月30日 | 審議 |
| ⑤ 同年10月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、異議申立人の上申書Aに基づき、特定会社から資源エネルギー庁に提出された釈明文書及び添付書類である。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することになるとして、本件対象文書の存否を明らかにせず、不開

示とする原処分を行い、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、異議申立人から資源エネルギー庁に対し特定会社の違法行為を告発した上申書が提出されたことを前提に、特定会社から資源エネルギー庁に提出された文書の開示を求めており、本件対象文書の存否を答えることは、当該上申がなされたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

本件存否情報は、これを公にすると、特定会社が違法行為を行ったという憶測を呼び、信用低下を招くなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、法5条2号イの不開示情報に該当する。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。

なお、法に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、当該上申が、異議申立人によりなされた場合であったとしても、法5条2号イ該当性の判断を左右するものではない。

3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久